

新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

令和2(2020)年5月28日
(令和2(2020)年9月28日改定)
(令和3(2021)年3月 8日改定)
(令和3(2021)年7月 5日改定)

公益財団法人日本レクリエーション協会

1. はじめに

令和2年5月25日、国において開催された「第36回新型コロナウイルス感染症対策本部(以下、「対策本部」)」にて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下、「基本的対処方針」)」が変更され、全都道府県において最初の緊急事態宣言が解除されました。

本ガイドラインは、対策本部が発表した「基本的対処方針」等、総務省、厚生労働省、スポーツ庁からの方針や情報を受け、各種のスポーツ・レクリエーション普及活動(大会やイベント、および講習会等)を再開するにあたっての基準や、再開後における感染拡大防止に向けた留意点についてまとめたものです。緊急事態措置が解除された後も、「新しい生活様式」に基づく行動をとりながら、感染拡大防止に努めなければなりません。

当協会に関係される各団体等におかれましては、本ガイドラインに従って各種普及活動を行っていただくとともに、必要に応じて、それぞれの活動の特性に応じた個別のガイドラインを作成し、それぞれの下部組織・支部及び指導者・会員等と情報を共有いただきますようお願いいたします。

個別のガイドライン作成にあたっては、スポーツ庁が示すガイドライン(「安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？」等)をはじめ、別記の団体によるガイドラインも参照してください。

なお、本ガイドラインの感染拡大防止策は現時点で得られている専門家等による、最新の知見に基づき作成しています。今後の状況により、逐次見直すこととします。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、コロナ禍にあって休止してしまったスポーツ・レクリエーション活動の再開に向けたものです。今後、必要に応じて、最新の知見に基づいた「各事業実施に関する基本方針」、「感染防止運営マニュアル」等も出されますので、加盟団体等においては、それらの内容を把握し、それぞれの下部組織・支部及び指導者・会員等と情報を共有いただきながら、最新の知見に基づいた感染防止対策をとられますようお願いいたします。

3. 普及活動（大会やイベント、講習会等）の実施に当たっての基本的な考え方

- ① 普及活動の実施に当たっては、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」といった感染拡大を防止する策を徹底して講じることとします。
- ② 大会やイベント・講習会等への参加者およびスタッフに対しては、当日の検温、体調チェックを行い、その記録を一定期間保管することとします。
- ③ 大会やイベント・講習会等への参加者およびスタッフに対しては、日常生活上の注意、開催日当日前後14日間の行動管理等、感染防止に関する事項の事前の周知を徹底することとします。
- ④ 大会やイベント・講習会等の主催者は、参加者名簿を作成して、参加者一人ひとりの連絡先を把握し、その情報を一定期間保管することとします。
- ⑤ 大会やイベント・講習会等の主催者は、事業実施中の参加者の動きを把握するため、動画や写真の撮影を行い、その記録を一定期間保管することとします。
- ⑥ 大会やイベント・講習会等の主催者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の利用を促すこととします。
- ⑦ 参加者およびスタッフは、できる限り主催者の指示に従い、感染拡大防止に努めることとします。
- ⑧ 普及活動の参加人数（規模）については、「基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部）の定めに基づき、屋外での実施は「他者と一定の距離を確保できること」、屋内での実施は「収容率の50%以内」としたうえで、段階的に設定された人数上限の範囲内で実施することとします。

4. 普及活動実施時の感染防止対策について

(1) 主催者側の対応「感染防止のため主催者が実施すべき事項」

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項（「三つの密」の回避等）及び、参加者が遵守すべき事項（「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」や「体調チェック」等）をあらかじめ整理し、参加募集要項（募集チラシ）等に記載して事前に案内する。
- ② 当日は、参加にあたって参加者が遵守すべき事項（後述）を印刷し、参加者へ配布または受付など目立つところへ掲示して周知を図る。
- ③ 活動中は、感染防止事項が遵守されているか、定期的に巡回・確認するとともに、感染防止への協力を要請する。
- ④ 参加者名簿を確実に作成し、連絡先を把握するとともに、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておく。
- ⑤ 参加者が新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合には、速やかに自治体の衛生部局等に報告するとともに、その指示に従う。
- ⑥ 参加募集要項などに、「感染防止のための参加辞退要件」を記載し、参加当日に、参加辞退要件に該当するものが1つでもある場合には参加を辞退いただく。
- ⑦ マスク、タオル、ごみ袋など、感染防止のための、個人の準備物について、参加者への周知を図ると共にマスクを忘れた参加者のために配布、または販売用のマスク

を準備し、マスク着用率100%で事業を実施する。

- ⑧ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の利用を促す。
- ⑨ その他、感染防止における備品(手指の消毒液、共有具等の消毒剤、ペーパータオル、非接触型体温計、ゴミ袋等)を準備し、確実な感染防止に努める。
- ⑩ 障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する。

(2)参加者への事前周知(遵守)事項

- ① 活動にあたっては、人と人との距離を確保すること
- ② 活動時には必ずマスクを着用すること
- ③ 手洗い、手指衛生に十分気を付けること
- ④ 日々の「検温と体調チェック」等を行うこと
- ⑤ 新型コロナウイルス感染が確認された場合には、速やかに自治体の衛生部局等に報告するとともに、その指示に従う
- ⑥ 参加当日に、以下の項目に該当するものが1つでもある場合には参加を辞退すること(感染防止のための参加辞退要件)
 - * 平熱を超える発熱
 - * 咳、のどの痛みなど風邪の症状咳
 - * だるさ、息苦しさ
 - * 嗅覚や味覚の異常
 - * 体が重く感じる、疲れやすい
 - * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - * 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - * 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があり、検査の結果陽性である場合には参加を辞退する
- ⑦ マスク、タオル、ゴミ袋などは貸し借りをせず、専用のもを準備し、ゴミは必ず持ちかえること
- ⑧ 会場で更衣室等を使う必要がないように準備をして参加すること
- ⑨ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」を出来る限りインストールして起動させ、感染拡大防止に努めること
- ⑩ 昼食休憩時間はマスク会食とし、食事終了後はマスクを着用すること
- ⑪ 事業に参加する際は、直行、直帰とし、途中別な場所に回ったりしないこと

(3)受付時の対応・周知

- ① 受付が混雑しないよう、金銭授受の方法等を含む受付方法を工夫すること
- ② 受付に合わせて、検温、健康チェック票の提出を求めスタッフによる口頭の確認を行うことができるようにフローを作成すること
- ③ 受付場所には、必ず手指消毒剤を設置するとともに、受付を行うスタッフには、必ずマスクを着用させること
- ④ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する等、飛沫感染防止に努めること

- ⑤ 混雑が予想される場合には、参加者が距離をおいて並ぶことができるように目印等の設置等を行うこと
- ⑥ 参加者に対して事前に周知した、「感染予防のための参加辞退要件」の各項目、および健康チェック票の項目を、口頭で確認するとともに、感染防止への協力を要請すること
- ⑦ 当日参加等、事前に連絡先を把握していない場合には、氏名、年齢、住所、電話、メールアドレス等の連絡先の提供を必ず求めること

(4)実施上の注意

- ① 「三つの密」を回避するような工夫を施すこと
 - ・密集を避けるため、人と人の距離を適切に確保できる会場を選定し、定員を定め、机、いす等の配置に留意すること
 - ・密接を避けるため、身体接触の多い活動の実施に当たっては、活動前後の手指の消毒、100%のマスク着用などに、特に留意すること
 - ・密閉空間とならないよう、会場内の換気には十分に気を配ること。また、最新の知見を参考に、気温、湿度等についても留意し、熱中症などにつながることはないよう気を付けること
- ② 身体接触が伴う競技については、専門家の知見を参考にしながら、独自のガイドラインを定めて対応すること
- ③ 活動中以外はマスクの着用を促し、人と人の距離の確保、こまめな手洗いなどの手指衛生を参加者に呼び掛けること
- ④ 休憩時間には、距離を取って対面を避け、会話の際には必ずマスクを着用するよう注意を喚起すること
- ⑤ 活動の途中で食事を挟む場合は、換気のよい場所、人と人の距離を確保できる場所を提供し、食事の際にも、距離を取って対面を避けるほか、「食事時間の時差取得」などの工夫や、食事時間中にマスクを外したままにならないよう、「マスク会食」を奨励すること
- ⑥ 用具等の共有物や多くの人に触れる場所(ドアノブ等)は、定期的な消毒を行うこと
- ⑦ 手洗い場所に石鹸(ポンプ式が望ましい)を用意し、「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること(手洗いが難しい場合には、アルコール消毒剤等を設置)

5. その他

本ガイドラインは、レクリエーション活動(スポーツ・レクリエーション活動を含む)を実施する上で留意すべき基本的な事項をまとめたものです。レクリエーション活動(スポーツ・レクリエーション活動)には、さまざまな活動が含まれ、その範囲は広範に及びます。特に加盟種目団体においては、各活動(競技内容)の特性に応じた個別のガイドライン等を作成し、感染防止に努めてください。

加盟種目団体において、個別のガイドラインを作成する際には、総務省、厚生労働省、スポーツ庁、および公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会等が作成したガイドライン等を合わせて参照してください。

<資料>

新型コロナウイルス感染症対策本部

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

・内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策サイト掲載情報 業種別ガイドライン

(令和3年4月6日時点)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>

・厚生労働省

国民のみな様へ(新型コロナウイルス感染症)※啓発資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

・文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

・スポーツ庁

スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

<参考>

・公益財団法人日本スポーツ協会

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(令和3年3月15日更新版)

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

新型コロナウイルス対応関連特集サイト

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>